

鹿 児 島 県 公 報

平成28年 3 月 29 日 (火) 第3199号の 4



鹿 児 島 県

発 行 鹿 児 島 県

〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号

編 集 総 務 部 学 事 法 制 課

定例発行日 (毎週火, 金)

目 次

(※については例規集掲載事項)

ページ

教 育 委 員 会 規 則

- 鹿児島県立高等学校学則及び鹿児島県立高等学校通学区域に関する規則の一部を改正する規則 (※) (高校教育課取扱い) 1

教 育 委 員 会 教 育 長 訓 令

- 鹿児島県教育委員会電子計算機等情報処理規程 (※) (総務福利課取扱い) 2

教 育 委 員 会 教 育 長 告 示

- 鹿児島県立高等学校の廃止に伴う事務引継校の告示 (高校教育課取扱い) 7

県 立 病 院 局 企 業 管 理 規 程

- 県立病院局文書規程の一部を改正する規程 (※) (県立病院課取扱い) 7
- 県立病院文書規程の一部を改正する規程 (※) (県立病院課取扱い) 8
- 県立病院局組織規程の一部を改正する規程 (※) (県立病院課取扱い) 8
- 鹿児島県立病院事業職員就業規程の一部を改正する規程 (※) (県立病院課取扱い) 9

教 育 委 員 会 規 則

鹿児島県立高等学校学則及び鹿児島県立高等学校通学区域に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年 3 月 29 日

鹿 児 島 県 教 育 委 員 会 教 育 長 古 川 仲 二

鹿 児 島 県 教 育 委 員 会 規 則 第 9 号

鹿児島県立高等学校学則及び鹿児島県立高等学校通学区域に関する規則の一部を改正する規則

(鹿児島県立高等学校学則の一部改正)

第 1 条 鹿児島県立高等学校学則 (昭和27年鹿児島県教育委員会規則第 8 号) の一部を次のように改正する。

別表第 1 中

鹿児島県立福山高等学校	霧島市	全日制	3 年	普通科, 商業科
鹿児島県立財部高等学校	曾於市	全日制	3 年	普通科
鹿児島県立末吉高等学校	曾於市	全日制	3 年	普通科, 生物生産科, 情報処理科
鹿児島県立曾於高等学校	曾於市	全日制	3 年	文理科, 普通科, 畜産食農科, 機械電子科, 商業科
鹿児島県立岩川高等学校	曾於市	全日制	3 年	普通科, 電子機械科

を

鹿児島県立福山高等学校	霧島市	全日制	3 年	普通科, 商業科
鹿児島県立曾於高等学校	曾於市	全日制	3 年	文理科, 普通科, 畜

					産食農科，機械電子科，商業科
--	--	--	--	--	----------------

に，

鹿児島県立申良商業高等学校	鹿屋市	全日制	3年	総合ビジネス科，情報処理科
鹿児島県立高山高等学校	肝属郡肝付町	全日制	3年	普通科

を

鹿児島県立申良商業高等学校	鹿屋市	全日制	3年	総合ビジネス科，情報処理科
---------------	-----	-----	----	---------------

に改める。

（鹿児島県立高等学校通学区域に関する規則の一部改正）

第2条 鹿児島県立高等学校通学区域に関する規則（昭和39年鹿児島県教育委員会規則第16号）の一部を次のように改正する。

別表大隅学区の項中「財部，末吉，」，「，岩川」及び「，高山」を削る。

附 則

この規則は，平成28年4月1日から施行する。

教育委員会教育長訓令

鹿児島県教育委員会教育長訓令第2号

鹿児島県教育委員会電子計算機等情報処理規程を次のように定める。

平成28年3月29日

鹿児島県教育委員会教育長 古川仲二

鹿児島県教育委員会電子計算機等情報処理規程

目次

- 第1章 総則（第1条・第2条）
- 第2章 情報化の推進等（第3条—第8条）
- 第3章 電子計算機等の設置及びシステム開発（第9条—第13条）
- 第4章 教育情報ネットワーク及び部門ネットワークの整備及び運用管理（第14条—第18条）
- 第5章 行政情報ネットワークの運用管理（第19条）
- 第6章 安全対策及び障害対策（第20条—第22条）
- 第7章 その他（第23条—第27条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この規程は，電子計算機及びパーソナルコンピュータ並びにこれらの周辺機器（以下「電子計算機等」という。）による情報処理に関し必要な事項を定めることにより，電子計算機等の適正な利用及びデータの保護を図り，事務の効率化及び行政サービスの向上に資することを目的とする。

（定義）

第2条 この規程において，次の各号に掲げる用語の意義は，当該各号に定めるところによる。

- (1) 電子計算機 サーバ及びその端末機をいう。
- (2) データ 電子計算機等による処理に係る入出力帳票又は入出力媒体に記録されている情報をいう。
- (3) 所属 鹿児島県教育委員会の行政組織等に関する規則（昭和36年鹿児島県教育委員会規則第6号）第25条第1項に規定する本庁各課並びに同規則第47条に規定する学校及び同条第1号に規定する鹿児島県総合教育センターをいう。

- (4) システム 電子計算機等を利用して業務を処理するために必要なデータ処理の体系をいう。
- (5) ネットワーク 電子計算機等を相互に接続するための通信網並びにその構成機器であるハードウェア及びソフトウェアをいう。

第2章 情報化の推進等

(情報化の推進)

第3条 所属の長（以下「課長等」という。）は、行政サービスの向上を図るため、電子計算機等を利用した業務の高度化・効率化（以下「情報化」という。）の積極的な推進に努めるものとする。

(指導助言)

第4条 総務福利課長は、情報化の推進に関し、必要な調査研究を行う等積極的な支援策を講じるとともに、各課長等に対して必要な指導及び助言を行うものとする。

(実施計画の作成)

第5条 総務福利課長は、毎年度、翌年度に行われる新たなシステムの開発若しくは変更、電子計算機等の導入若しくは更新又はネットワークの整備若しくは変更（以下「システム開発等」という。）について調査し、その実施計画を作成するものとする。

(事前協議)

第6条 課長等は、システム開発等（別に定めるものを除く。）を行おうとする場合は、事前に総務福利課長と協議しなければならない。

- 2 総務福利課長は、前項の規定による協議があった場合は、当該システム開発等の可否を決定し、その旨を課長等に通知するものとする。
- 3 第1項の規定による協議に必要な事項は、総務福利課長が別に定める。

(実施協議)

第7条 課長等は、システム開発等を行う場合は、次に掲げる場合ごとに総務福利課長と協議しなければならない。

- (1) 電子計算機等の基本仕様を決定しようとする場合
- (2) システムの基本仕様を決定しようとする場合
- (3) 利用するネットワークを決定しようとする場合
- (4) その他総務福利課長が必要と認める場合

(実施報告)

第8条 課長等は、システム開発等を行ったときは、システム開発等実施報告書（別記様式）により、総務福利課長に報告しなければならない。

第3章 電子計算機等の設置及びシステム開発

(電子計算機等の設置及び運用管理)

第9条 課長等は、業務上の必要に応じて電子計算機等を設置することができる。

- 2 電子計算機等の運用及び管理は、当該電子計算機等が設置されている所属の長が行うものとする。ただし、端末機の運用及び管理については、当該端末機が設置されている所属の長及び当該端末機を利用するシステムを管理する所属の長が共同して行うものとする。
- 3 課長等は、必要に応じて各種の業務やシステムに共同で利用する電子計算機等（以下「共用電子計算機等」という。）を設置することができる。
- 4 共用電子計算機等の運用及び管理に関し必要な事項は、総務福利課長が別に定める。

(電子計算機運用管理要領の作成)

第10条 電子計算機（端末機を除く。以下この条において同じ。）を設置する所属の長は、当該電子計算機の適正かつ効率的な運用及び管理を図るために必要な要領を作成するものとする。

(システムの開発)

第11条 システムの開発は、当該システムに係る業務を所掌する所属の長（以下「業務主務課長」という。）が行うものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、全庁的に利用するシステム等当該システムに係る業務を所掌する所属の特定が困難である場合については、総務福利課長がシステムの開発を行うことがで

きる。

（システムの運用管理）

第12条 システムの運用及び管理は、業務主務課長が行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、業務主務課長から依頼があり、かつ、総務福利課長が必要と認めた場合は、総務福利課長がシステムの運用又は管理を行うことができる。

（システムの点検等）

第13条 総務福利課長は、業務主務課長に対し、システムの運用状況等について報告を求め、必要があると認める場合は、当該システムの点検を行うことができる。

2 前項のシステムの点検に関し必要な事項は、総務福利課長が別に定める。

第4章 教育情報ネットワーク及び部門ネットワークの整備及び運用管理

（教育情報ネットワークの整備）

第14条 総務福利課長は、全庁的に共同で利用するネットワークの基盤として、教育情報ネットワークを整備する。

2 教育情報ネットワークの範囲は、次に定めるとおりとする。

- (1) 本庁各課内のネットワーク
- (2) 鹿児島県総合教育センター内のネットワーク
- (3) 県立学校内のネットワーク
- (4) 本庁各課、鹿児島県総合教育センター及び県立学校間のネットワーク
- (5) その他総務福利課長が必要と認めるもの

3 課長等は、教育情報ネットワークを最大限に活用しなければならない。

（教育情報ネットワークの運用管理）

第15条 教育情報ネットワークの管理は、総務福利課長が行う。ただし、本庁各課以外の施設の教育情報ネットワークについては、当該施設の管理者と総務福利課長が共同して管理を行うものとする。

2 教育情報ネットワークの運用及び管理に関し必要な事項は、総務福利課長が別に定める。

（部門ネットワークの整備及び運用管理）

第16条 課長等は、業務の性質上又はその他特別な理由により、教育情報ネットワークの利用が困難又は不相当である場合は、教育情報ネットワーク以外のネットワーク（以下「部門ネットワーク」という。）を整備することができる。

2 課長等は、部門ネットワークを整備しようとするときは、あらかじめ総務福利課長と協議し、承認を得なければならない。

3 部門ネットワークの運用及び管理は、当該部門ネットワークを整備した所属と当該部門ネットワークが整備されている所属の長が共同して行うものとする。

（部門ネットワークの接続）

第17条 課長等は、前条の規定により整備した部門ネットワークを教育情報ネットワークに接続することができる。

2 課長等は、教育情報ネットワークに部門ネットワークを接続しようとするときは、あらかじめ総務福利課長と協議し、承認を得なければならない。

（教育情報ネットワーク及び部門ネットワークの管理）

第18条 教育情報ネットワーク及び部門ネットワークの総合的な管理は、総務福利課長が行う。

第5章 行政情報ネットワークの運用管理

（行政情報ネットワークの運用管理）

第19条 鹿児島県教育委員会における行政情報ネットワークの管理は、鹿児島県電子計算機等情報処理規程（平成9年鹿児島県訓令第7号）の規定の例による。

第6章 安全対策及び障害対策

（データの利用）

第20条 データは、当該データの利用目的以外に利用してはならない。ただし、当該データを管理する所属の長の承認を受けたときは、この限りでない。

（データの保護）

第21条 電子計算機等、システム又はネットワークを管理する所属の長は、データの漏えい、

滅失、毀損その他の事故の防止に対する必要な措置を講じておかなければならない。

（安全対策及び障害対策）

第22条 電子計算機等、システム又はネットワークを管理する所属の長は、地震、火災その他の災害及びその他の原因による障害の発生に対処するために必要な措置（以下「安全対策」という。）をあらかじめ講じておくとともに、当該電子計算機等、システム及びネットワークに障害が発生した場合の回復措置（以下「障害対策」という。）に関し、必要な措置をあらかじめ講じておかなければならない。

2 安全対策及び障害対策に関し必要な事項は、総務福利課長が別に定める。

第7章 その他

（標準化の推進）

第23条 総務福利課長は、電子計算機等、システム及びネットワークの適正かつ効率的な開発、運用、管理等を図るために標準となる規格及び技術を定めるものとする。

2 電子計算機等、システム又はネットワークを管理する所属の長は、前項の規定により定められた規格及び技術の導入に努めなければならない。

（外部委託）

第24条 システムの開発、運用又は管理及びネットワークの整備、運用又は管理は、その全部又は一部を委託により行うことができる。

2 前項の規定により委託を行う所属の長は、データの保護が十分保たれるよう委託契約上特に留意しなければならない。

（報告、調査及び指導助言）

第25条 総務福利課長は、電子計算機等、システム又はネットワークを管理する所属の長に対し、情報処理に関する必要な報告を求め、又は調査を行い、必要に応じて指導助言を行うことができる。

（研修）

第26条 総務福利課長は、電子計算機等の利用及び情報化の普及・啓発に関し必要な研修を実施するものとする。

2 総務福利課長は、毎年度、前項の研修に係る計画を定め、所属の長に通知するものとする。

3 所属の長は、第1項の研修に所属の職員を積極的に参加させるよう努めるものとする。

4 総務福利課長は、課長等が実施する電子計算機等の利用に関する研修に積極的に協力するものとする。

（委任）

第27条 この規程の施行に関し必要な事項は、総務福利課長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成28年4月1日から施行する。

別記様式 (第 8 条関係)

システム開発等実施報告書

年 月 日

総務福利課長 殿

課長等

システム開発等を完了しましたので、下記のとおり報告します。

記

担 当 課	連 絡 先
シ ス テ ム 名 等	
内 容	1 概要 2 機能 3 効果
着 手 時 期	
完 了 時 期	
運 用 開 始 時 期	
形 態	機 器 ネ ッ ト ワ ー ク
利 用 所 属	
執 行 方 法	
実 施 業 者	
実 施 経 費	
備 考	

ネットワーク構成図	
システム概要図	

教育委員会教育長告示

鹿児島県教育委員会教育長告示第 2 号

鹿児島県立中学校及び高等学校の設置及び管理に関する条例（昭和39年鹿児島県条例第38号）の一部を改正する条例制定に伴い，廃止する鹿児島県立高等学校の事務引継校を次のとおり定め，平成28年 4 月 1 日から施行する。

平成28年 3 月 29 日

鹿児島県教育委員会教育長 古川仲二

廃止する高等学校	事務引継校
鹿児島県立財部高等学校	鹿児島県立曾於高等学校
鹿児島県立末吉高等学校	
鹿児島県立岩川高等学校	
鹿児島県立高山高等学校	鹿児島県立楠隼高等学校

県立病院局企業管理規程

県立病院局文書規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成28年 3 月 29 日

鹿児島県県立病院事業管理者 福元俊孝

鹿児島県県立病院局企業管理規程第 2 号

県立病院局文書規程の一部を改正する規程

県立病院局文書規程（平成18年鹿児島県県立病院局企業管理規程第 2 号）の一部を次のように改正する。

第36条第 5 項第 3 号中「又は決定」を削る。

附 則

- 1 この規程は，平成28年 4 月 1 日から施行する。

2 改正後の県立病院局文書規程第36条第5項第3号の規定は、この規程の施行の日以後の行政庁の処分その他の行為又は不作為についての不服申立てに係るものについて適用し、同日前の行政庁の処分その他の行為又は不作為についての不服申立てに係るものについては、なお従前の例による。

.....
県立病院文書規程の一部を改正する規程を次のように定める。
平成28年 3 月 29 日

鹿児島県県立病院事業管理者 福元俊孝

鹿児島県県立病院局企業管理規程第3号

県立病院文書規程の一部を改正する規程

県立病院文書規程（平成18年鹿児島県県立病院局企業管理規程第3号）の一部を次のように改正する。

第40条第5項第3号中「又は決定」を削る。

附 則

- 1 この規程は、平成28年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の県立病院文書規程第40条第5項第3号の規定は、この規程の施行の日以後の行政庁の処分その他の行為又は不作為についての不服申立てに係るものについて適用し、同日前の行政庁の処分その他の行為又は不作為についての不服申立てに係るものについては、なお従前の例による。

.....
県立病院局組織規程の一部を改正する規程を次のように定める。
平成28年 3 月 29 日

鹿児島県県立病院事業管理者 福元俊孝

鹿児島県県立病院局企業管理規程第4号

県立病院局組織規程の一部を改正する規程

県立病院局組織規程（平成18年鹿児島県県立病院局企業管理規程第7号）の一部を次のように改正する。

第9条第2項の表中

「	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 25%;">内科部長</td> <td style="width: 75%;">内科診療等に関する事務</td> </tr> </table>	内科部長	内科診療等に関する事務	」を	
内科部長	内科診療等に関する事務				
「	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 25%;">総合内科部長</td> <td rowspan="2" style="width: 75%;">内科診療等に関する事務</td> </tr> <tr> <td style="width: 25%;">内科部長</td> </tr> </table>	総合内科部長	内科診療等に関する事務	内科部長	」に、
総合内科部長	内科診療等に関する事務				
内科部長					
「	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 25%;">産婦人科部長</td> <td style="width: 75%;">産婦人科診療等に関する事務</td> </tr> </table>	産婦人科部長	産婦人科診療等に関する事務	」を	
産婦人科部長	産婦人科診療等に関する事務				
「	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 25%;">第一産婦人科部長</td> <td rowspan="2" style="width: 75%;">産婦人科診療等に関する事務</td> </tr> <tr> <td style="width: 25%;">第二産婦人科部長</td> </tr> </table>	第一産婦人科部長	産婦人科診療等に関する事務	第二産婦人科部長	」に改め、
第一産婦人科部長	産婦人科診療等に関する事務				
第二産婦人科部長					
「	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 25%;">電気専門員</td> <td style="width: 75%;">電気設備に関する事務</td> </tr> </table>	電気専門員	電気設備に関する事務	」を削る。	
電気専門員	電気設備に関する事務				

第10条第1項の表中「診療エックス線技師 臨床検査技師」を「臨床検査技師」に、「言語聴覚技師 電気技師」を「言語聴覚技師」に改め、同条第2項の表中

「	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%;">技術補佐員 調理員 庁務員</td> <td style="width: 50%; text-align: center;">を</td> <td style="width: 50%;">「</td> <td style="width: 50%;">調理員</td> <td style="width: 50%; text-align: center;">に改める。</td> <td style="width: 50%;">」</td> </tr> </table>	技術補佐員 調理員 庁務員	を	「	調理員	に改める。	」	」
技術補佐員 調理員 庁務員	を	「	調理員	に改める。	」			

附 則

この規程は、平成28年 4 月 1 日から施行する。

.....
鹿児島県立病院事業職員就業規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成28年 3 月 29 日

鹿児島県立病院事業管理者 福元俊孝

鹿児島県立病院局企業管理規程第 5 号

鹿児島県立病院事業職員就業規程の一部を改正する規程

鹿児島県立病院事業職員就業規程（平成18年鹿児島県立病院局企業管理規程第11号）の一部を次のように改正する。

第12条の見出しを「（営利企業への従事等の許可）」に改め、同条中「営利企業等に従事」を「営利企業への従事等を」に改める。

附 則

この規程は、平成28年 4 月 1 日から施行する。